

地域建設業経営強化融資制度に関する事務取扱要領を次のように定める。

平成23年 4月 1日

奄美市長 朝山 毅

(趣旨)

第1条 この要領は、奄美市（以下「市」という。）が発注する建設工事を請け負う建設業者（以下「請負業者」という。）が、「地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付け国総建第197号，国総建整第154号通知）」により創設された地域建設業経営強化融資制度に基づく工事請負代金債権の譲渡制度を活用した融資制度（以下「融資制度」という。）を利用するために建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）第5条第1項ただし書の規定により中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合（以下「協同組合」という。）に対して市が行う債権譲渡に係る承諾の対象範囲及び債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が請負業者に対して行う融資（第15条において「金融機関による融資」という。）に関する事務の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、承諾年度内で完成する工事であって、請負代金額が500万円以上の建設工事とする。また、債務負担行為等工期が複数年度にわたる工事の場合は最終年度工事とする。ただし、次の工事を除くものとする。

(1) 市が役務的保証を必要とする工事

(2) 請負業者の施工能力に疑義が生じているなど、債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

(債権譲渡の承諾時期)

第3条 市は債権譲渡の承諾については次に定めるすべての条件を満たしていなければ承諾してはならない。

(1) 当該工事の出来形が50パーセント以上に達していること。

(2) 債権譲渡承諾依頼書(別記第1号様式)を市へ提出していること。

2 承諾に当たっては、工事履行報告書(別記第3号様式)を受領し、市が出来形を認めた日以降とする。

3 市は債権譲渡の承諾を行う場合は債権譲渡承諾書(別記第4号様式)を交付するものとする。

(譲渡債権の範囲)

第4条 当該請負工事が完成した場合の譲渡される工事請負代金債権の額は、契約書第32条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払った前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、契約書第51条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払った前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 前項の規程は、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合について準用する。この場合において、同項の規定中「請負代金額」とあるのは、「変更後の請負代金額」と読み替えるものとする。

(譲渡債権が担保とする範囲)

第5条 本制度に係る譲渡債権は、債権譲渡先の請負業者に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して請負業者に対して有する第14条に規定する金融保証に係る求償債権を担保とするものとし、債権譲渡

先又は保証事業会社が請負業者に対して有するその他の債権を担保とするものではないものとする。

(債権譲渡の申請書類)

第6条 債権譲渡の承諾申請に当たっては、当該工事ごとに次の書類を請負業者及び協同組合からの連署により、提出させるものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書 (別記第1号様式) 3通
- (2) 請負業者と協同組合間で押印済みの債権譲渡契約証書の写し (別記第2号様式) 1通
- (3) 工事履行報告書 (別記第3号様式) 1通
- (4) 下請負人への支払状況・支払計画書 (別記第7号様式) 1通
- (5) 請負業者及び協同組合の印鑑登録証明書(発行日から3箇月以内のもの) 各1通

ただし、協同組合については最初に提出された以降、印鑑登録証明書の内容に変更がない場合には、提出させないことができる。

- (6) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証契約約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通

(申請書類の確認時における留意点)

第7条 申請書類の確認は次の各号に定める事項に留意すること。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書 (別記第1号様式) が提出されていること。
  - ア 第1号様式を使用し、定められた必要事項のすべてが記載されていること。
  - イ 請負業者及び協同組合の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が工事請負契約書及び印鑑登録証明書と一致していること。
  - ウ 契約締結日、工事名、工事場所及び工期に誤りがなく、かつ、第2条に

規定する対象工事であること。

エ 請負代金額，支払済みの前払金額及び部分払金額に誤りがなく，申請時点における債権譲渡額が，当該工事請負契約に基づき請負業者が請求できる債権金額と一致していること。

オ 下請負人がある場合については，下請負人への支払状況・支払計画書（別記第7号様式）に記載する下請負人が既に契約担当課において下請承認済みであること。

（2）印鑑登録証明書は発行日から3箇月以内の原本が提出されていること。

（3）契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で，保険又は保証契約約款等により承諾が義務付けられている場合は，必要な承諾を受けている旨を証するものが提出されていること。

（4）当該契約が解除されていないこと又は契約書第51条各項に該当するおそれがないこと。

（5）工事履行報告書（別記第3号様式）により，当該工事の出来形が50パーセント以上であることを確認できること。

（債権譲渡承諾等の処理手順等）

第8条 債権譲渡の申請・承諾及び管理に関する事務は，当該工事の入札・契約を所管する課（以下「契約担当課」という。）において行うものとする。

2 承諾事務は次の手順で行う。

（1）申請書類の受理後，次号に規定する事項を確認した上で承諾の手続を行うこと。

（2）地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾チェックシート（以下「債権譲渡承諾チェックシート」という。）（別記第5号様式）により確認すること。

3 債権譲渡の承諾後は，債権譲渡承諾書（別記第4号様式）を請負業者及び

協同組合に各 1 通交付するとともに 1 通を保管し，債権譲渡整理簿（別記第 6 号様式）により，債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第 9 条 市は第 5 条に規定する事項の確認ができない場合は，債権譲渡の承諾を行ってはならない。

2 前項の場合には，速やかに，請負業者及び協同組合に対し承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（別記第 8 号様式）を交付しなければならない。

（出来形確認）

第 10 条 債権譲渡に係る手続等において当該工事の出来形確認は協同組合が行う。

2 前項の出来形確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合は，協同組合は契約担当課に対して工事出来形査定協力依頼書（別記第 9 号様式）を提出しなければならない。この場合において，契約担当課は，工程に支障のない範囲において工事現場への立入りを承認しなければならない。

（融資実行の報告）

第 11 条 請負業者及び協同組合は，市の債権譲渡の承諾を受けた後，当該契約に基づく融資が行われた場合は，速やかに，連署により契約担当課に金銭消費貸借契約の写し・融資実行報告書（別記第 10 号様式）及び、下請負人への支払状況・支払計画書（別記第 7 号様式）を提出しなければならない。

2 請負業者は、金融機関から当該工事に関する資金の貸付けを受けるため、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。）による金融保証を受けた場合には、速やかに契約担当者に公共工事金融保証証書の写しを提出しなければならない。

(債権金額の請求)

第12条 協同組合による債権金額の請求は、請負業者が市の工事完成検査に合格した後でなければ請求ができないものとする。

2 市は、債権譲渡を受けた協同組合からの債権金額の請求に当たっては、次の書類を契約担当課に提出させるものとする。

(1) 請求書(別記第11号様式) 1通

(2) 発注者の押印がある債権譲渡承諾書(別記第4号様式)の写し 1通

3 協同組合は、市が債権譲渡の承諾を行った日以降は、契約書第35条に規定する前払金及び第38条に規定する部分払金の請求をすることはできない

(請求書類の確認事項)

第13条 協同組合から債権金額の請求があった場合、契約担当課は、提出された請求書(別記第11号様式)及び当該請求書に添付された債権譲渡承諾書(別記第4号様式)の写しにより、請求者の請求権及び債権譲渡承諾チェックシート(別記第5号様式)により確認の上、所定の手続きを経て請負代金を支払うものとする。

(保証事業会社による金融保証)

第14条 債権譲渡さきの転貸融資と併せて金融機関が請負業者に対して当該工事に係る融資を行う場合において、保証事業会社は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第19条第1号に規定に基づき、第15条に規定する保証範囲内において金融保証を行うことができる。

(保証事業会社による金融保証の保証範囲)

第15条 金融機関による融資を行う場合の保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた対象工事を対象とする。この場合において、その保証範囲は、当該対象工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から前払金、

部分払金及び債権譲渡先が請負業者に対して行った融資額を控除した金額の範囲内とする。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。